

ID: 221

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	福祉団体の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成22年規則第34号		
【根拠条文】 (福祉団体の認定) 第6条 前条第3項及び第5項の「福祉団体」とは、福祉の向上を目的として市内を拠点に活動を行う団体等で、市長の認定を受けたものをいう。 2 前項の認定は、福祉団体登録申請書に必要な書類を添えて申請しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日